

最高裁に上告しました

最高裁へ上告

2月22日の不当判決後 私たちは判決を読みその内容のひどさに改めて憤りを覚えました。もう一度 事実に基づいた判決を求めることを決意し、3月5日に上告手続を取りました。詳しくは裏面 共同声明をご覧ください。このことが 加茂暁星高校の生徒 父母のためによりよい教育を行うことになることを信じています。また同時に 多くの非正規雇用労働者によって日本の経済が支えられている現状を考えるならば、安易に使い捨てられている労働者の雇用を安定させる一助になればと考えるからです。

加茂暁星高校の現状

現在 学校では非常勤講師を大量に解雇した5年前の状況から変わることがなく、教員は極度に疲労困憊しています。話し合いを軽視した非民主的な学校運営が 教員の健康とやる気を蝕んでいるのです。昨年来 様々な理由で中堅の正規教員が9名も定年を待たずに退職を決めています。人間的な職場環境が失われ ゆがんだ教育環境が常態化しているためです。これが 生徒 父母の教育環境に影響しないはずはありません。高裁判決の不当性については 次号から明らかにしていきます。

各地から届く激励の数々

判決が出た直後から 不当判決に対する怒り 心配と激励が各地から寄せられています。心のもった励ましは 疲れを癒すと同時に 明日への希望と勇気を与えてくれました。心より御礼申し上げます。たくさんの中から 一つほど葉書を紹介します。

新たに最高裁宛ての署名運動が始まります。使い捨てにされる非正規雇用教育労働者を救うために協力お願いいたします



前略

東京高裁での不当判決に、強い憤りを感じます。しかし、教育実践と職務の実態を踏まえない形式的な「期待確否定」は、最高裁での闘いにとって、反撃の大きな余地を残すものとなりました。

家永三郎氏は教科書裁判10周年にあたり、「勝ち負けはさもなくばあれ 魂の自由を求め 我はたたかう」と訴えました。裁判の勝利の後に、先生方の人生がどうなるかは、聞いている今こそが人生そのものだと思います。と心に闘いました。ようい、草々

二〇三三 青森の地から 奥村榮不

前略

御無沙汰しております。昨年10月東京で行われた「こたらく女性」の集会、の分科会で一緒に北大雇止の裁判原告の小池です。先日、新聞毎日で、赤井さんたちの訴えを棄却する高裁判決が出たという記事を読みましたので、何か一言でも伝えたいと思い、こうしてハロキを書いております。三審制である以上、地裁判決がそのまゝ引き継がれるとは限りませんが、それにしても、私たちが労働者の置かれている状況を理解した上で、法的な判断をしているのか、私たちが労働者の一生を左右するよりな判断をしているのか、自覚が裁判官にあるのか、新聞が伝える判決内容ではそのことが伝わってきません。一年間の契約書にサインせざるを得ない気持ち。サインした場合は私たちが非正規労働者に決まらぬので、こうして積み重ねてきた一年一年を正規教員同様に詳細に検討してほしいというのが、今回の上告審だっただけではないかと思っております。上告されるかどうかはわかりませんが、負けも無意味な裁判で終わらなうと思っています。必要以上に責を落とすことには、心からお互い、死気は過ぎしていきましょ。私はまだ判決を起していませんが、まだたくさんありますよ！ 草々

物資情報 送料をいただく場合があります。

- イヴァンさんのコーヒー200g (ブラジル産) 900円
- 布ぞうり 1足 700円
- 加茂タナベのかりんとう 400円
- 甘い豆菓子大 300円 小 100円

カンバ送付先。

1. ゆうちよ銀行 振替口座 00510-4-83562 名義:にいがた私学争議団支援共闘会議
2. 新潟県労働金庫 東新潟支店 普通 4916214 名義:にいがた私学争議団支援共闘会

カンパ、救済物資購入のお願い
運動には多額の資金が必要です。

新潟県加茂暁星高等学校 非常勤講師不当雇止め訴訟 東京高裁控訴審判決に対する共同声明

2月22日、東京高等裁判所第15民事部の井上繁規裁判長は、「新潟県加茂暁星高等学校非常勤講師雇止め裁判」の控訴審において、非常勤講師赤井くるみ・山田ユリ子の両名が雇用契約上の権利を有することを認めた新潟地裁の一審判決(2010年12月22日付)を取り消し、加茂暁星学園の雇止めの措置を認める判断を示した。

新潟地裁判決では、原告となった赤井・山田両名に対し、「雇用継続を期待する合理性があった」として、その根拠となる事実、①25年、17年と長期間契約が更新され続け、更新を希望すれば意に反して雇止めされた例がなく、長期雇用への期待が持てる環境にあったこと。②更新手続きが形式的なものであったこと。③授業以外にも教材の研究と選定、テストの作成・採点、課題・レポートの点検、試験監督、成績の評価、補習などのほか、空き時間を使っての生徒の相談等に応じるなど専任教員と同様の業務をこなしていたこと。④原告赤井が途中産休で仕事を休んだ際も私学共済への加入が中断されることなく継続されていたこと、などを認定し、雇止めには「解雇権乱用法理が類推適用される」とした。その上で雇止めが有効と認められるには、「社会通念上相当とされる客観的合理的理由が存在することが必要」とし、整理解雇4要件(人員削減の必要性、雇止め回避努力、人選の合理性、手続きの相当性)に照らして判断、原告赤井・山田両名に対する雇止めは、これらの要件を満たしていないとして「雇止め無効」の判断を示した。

これに対し高裁判決は、「雇用の条件等が異なる非常勤講師と専任教員とを同列に扱うことはできない」「非常勤講師は専任教員の持ち時数を超える授業時数が発生した場合に採用されるもの」などとして、一般論としての非常勤講師と専任教員との違いをことさら強調した。その上で、次年度に「非常勤講師に担当させるべき授業時数が生ずるか否かが明らかではないにもかかわらず、被控訴人らが次年度も控訴人高校に非常勤講師として採用されるものと期待したとしても、その期待が合理性のあるものとはいえない」などと述べ、地裁において認定された「雇用の継続を期待させる様々な事実」について、「根拠のないもの」としてことごとく切り捨てた。

加茂暁星高校においては、非常勤講師は不可欠な存在として長年学校運営がなされ、実際に毎年一定数の授業時数が安定的に非常勤講師に割り当てられ、またそれを前提に非常勤講師の労働条件が形づくられてきたのである。だからこそ赤井・山田両名は雇用継続の期待を持ち、また学園の契約更新手続きも極めて形式的で、その結果25年、17年の長きにわたり雇用が継続してきたのである。

高裁判決はこれらの事実を目をつぶった判断であり、労働の実態から遊離した“机上の空論”と言わざるを得ない。また長年にわたり築き上げられてきた判例の流れにも逆行するものである。

そもそもこの裁判の発端は、2004年4月、加茂暁星高校に公立高校を定年退職した校長が赴任したことから始まる。この校長の下、教学の面のみならず経営についても上意下達の学校運営がなされるようになった。その弊害の最大のものが、今回の訴訟の発端となった2006年度末の非常勤講師19名中12名もの大量雇止めであった。この大量雇止めは、新学期を目前にした2007年2月に突然、学園が専任教員の授業持ち時数を大幅に増やす提案を行い、これによってそれまで非常勤講師が受け持っていた授業時数を意図的に削減したことによって起きたものであった。職員組合など教職員は一人ひとりの生徒にゆきとどいた丁寧な教育を行うためには、現行の授業持ち時数を維持することが最低条件として学校に十分な話し合いを求めたものの、学園は一方的にこれを強行した。そして3月になって、当該の非常勤講師に対し「少子化による学級減」「カリキュラム改定」などの理由はあげるものの、専任教員の授業時数を増加させた事実は伏せたまま、4月以降の雇用契約を結ばないという通知が渡される事態となったのである。さらに原告となる両名が、雇止めに至る経緯について詳しい説明要求をするも管理職はそれに応じることもせず、不誠実な態度を取り続けたのである。高裁判決は、こうした学園の不誠実な態度のもとでおこなわれた原告両名の雇止めを是認するもので、この点においても許しがたいものである。

高裁判決はまた、「非正規雇用」の労働者が増え、その身分や待遇が社会問題化され、そうした労働者を擁護しようとする流れが出来つつある中で、その流れに逆行する判決ともいえるものである。

私たちは、この高裁判決が現在も続いている加茂暁星学園の教職員軽視の姿勢をさらに助長させることに大いなる危惧をいだくものである。なぜなら、そのことがひいては生徒の教育にも重大な支障をきたすことにつながると考えるからである。

提訴から4年。不当雇止めがなされてからはまもなく5年を迎える。この長い年月、私たちはさまざまな困難を乗り越え、全国を回って裁判の意義を訴えながら支援の輪を広げ、証言に立って、加茂暁星学園の姿勢を是正させ、赤井くるみ・山田ユリ子両名の職場復帰をめざしてきた。そうした意味で、加茂暁星高校の労働現場の実態を全く考慮していない、また事実に基づく丁寧な審理であったのかさえ疑わせるこの高裁判決はまさに不当であり、客観的に見ても納得できるものではない。私たちは最高裁への上告をおこない、不当な高裁判決を撤回させるべく今後も奮闘していく決意である。

2012年3月5日

加茂暁星高校非常勤講師雇止め訴訟
加茂暁星高等学校職員組合
新潟県私立学校教職員組合連合
訴訟代理人 弁護士 金子 修・弁護士 磯部 亘・弁護士 田原 俊雄・弁護士 江森 民夫

原告 赤井 くるみ・山田 ユリ子
執行委員長 松原 直樹
中央執行委員長 宮腰 一